

第二部

堀米四郎兵衛文書(願書留)一覽

順位	頁	年月日	紀元	宛先	差出人	内容等
一〇	59	十月	〃	〃	当支配所 羽州村山郡名主	御廻米積船難舟につき御願
九	58	七月廿七日	〃	〃	〃	大風雨につき御届
八	57	未(安政六年) 七月十九日	〃	〃	勘平 外五名	田方の模様御届
七	56	〃 六月	〃	〃	当支配所 村々名主連中	米藏補理願御下渡し願
六	55	安政六年 五月	〃	〃	勘平 外四名	田畑洪水につき御調方御願
五	55	未(安政六年) 四月十九日	一八五九	柴橋御役所	堀米四郎兵衛 外四名	名主湯治につき御暇御願
四	52	不詳	〃	〃	名前 前同断	酒田湊米藏補理に關する御願
三	51	〃 十月	〃	寒河江 柴橋 御役所	寒河江 柴橋附 〃	御廻米の取引に關して御願
二	49	〃 十月十日	〃	〃	〃	空舟御差向方御願
一	48	安政五年 十月五日	一八五八	林伊太郎	柴橋附 郡中最寄年番 名主連	米價直段引上につき御願

二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	
74	73	71	71	69	66	65	64	63	62	60	
亥(十一月)	亥(五月十八日)	亥(文久三年正月)	戊(文久二年七月六日)	不詳	文久二年 戊七月六日	西(文久元年)	申(万延元年四月)	万延元年 四月	" 二月廿八日	申(万延元年二月)	" 十二月十日
"	"	一八六三	一八六二	/	一八六二	一八六一	"	"	"	一八六〇	一八五九
新見獲藏	"	柴橋御役所	不詳		柴橋御役所	林伊太郎	"	柴橋御役所	青津新三郎 柳川午之助	"	"
文外二人 藏	卯右工門 外三人	卯右工門 三徳	久五郎		当支配所 村、連	堀米四郎兵工 外四人	"	柴橋村附 村=役人連	嘉四郎 外二名	郡中三役人 惣連	久五郎 外三名
大豆取引に付訴訟御願	新規厩屋願	厩流地坤領出入に付御願	入十六以上の男女取調御届	惣代借賦調	惣代退役につき御届	友藏身持不埒に付御願	"	違作に付御願	村預け人預証	献金に因する御願	久四郎身持不埒に付御願

三四	三三	三二	三一	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三
96	95	94	90	90	89	87	86	84	80	79	76
〃 十一月	明治三年 午五月十八日	〃 八月	慶応四辰年 正月	〃 十一月十二日	慶応三年 十二月	慶応二寅年 十月十七日	〃 九月十二日	〃 五月	〃 二月	寅(慶応二年) 正月廿六日	丑(慶応元年) 八月
〃	一八七〇	〃	一八六八	〃	一八六七	〃	〃	〃	〃	一八六六	一八六五
山形御役所	長岡御役所	庄内様 寒河江御役所	長岡御役所	山田佐金二	長岡御役所	〃	山田佐金二	〃	三宅整作	〃	柴橋御役所
太三郎 外四名	佐次兵工 外六名	万次郎 外二名	与吉 外五名	堀米四郎兵衛	〃 外七名	堀米四郎兵衛 外三名	与吉 外五名	源次郎 外六名	勘平 外七名	堀米四郎兵工 外二名	堀米四郎兵工 三徳
郷宿之儀御届	徳藏外五人過忌之儀宿免願上書	新規定免請書	定免の件御願	硝子献納の請取書御下の御願	施米備置に付御願	友藏改心に付御願	新規定免之儀請書	谷地郷より六田村迄継立に與し御願	検見願	全前願書下渡の御願	貸金返済方に付御願

四六	四五	四四	四三	四二	四一	四〇	三九	三八	三七	三六	三五
107	107	105	104	103	102	100	100	99	99	98	98
九月十日	〃	辛未(明治四年)七月	明治四年六月	〃六月	〃六月十七日	辛未(〃)五月	辛(〃)三月	辛未(明治四年)三月	〃二月	〃	明治四年辛未正月
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一八七一
山形縣御方	山形縣租稅方御役所	〃	〃	山形縣御役所	山形縣租稅方御役所	田所権大屋	/	山形縣御役所	/	/	/
堀米 奥	田代 佐七 堀米 奥	宇野三五郎	柴寒西郡 村之連中	〃	堀米 奥	/	/	柴寒名主共 一同連	/	/	/
根際山御見分に付御願	雜稅取調方御達に対し御回答	根際山御見分方御願	最上川西(御分廳設置方御願	田畑の作柄御届	社寺領取調の廻達に対する届書	書面之草稿	山形縣庁よりの御達	太政官よりの布告	全前	山形縣より御年頭より御渡り書付写	

五八	五七	五六	五五	五四	五三	五二	五一	五〇	四九	四八	四七
120	119	118	117	116	116	114	113	111	110	109	108
〃 九月三十日	〃 四月十日	明治九年 四月六日	明治八年 十一月	〃 五月廿日	明治七年 五月十七日	明治七年甲戌年 三月十七日	〃 三月	明治五年 壬申二月	〃	〃 十二月	〃 九月十八日
〃	〃	一八七六	一八七五	〃	〃	一八七四	〃	一八七二	〃	〃	〃
薄井龍之	〃	河野通倫	南口隆吉	堀米 要 西川耕作	租税課	山形縣權令	山形 本重御出張所	山形縣御方	〃	山形縣御役所	〃
堀米 奥	宇野富藏	〃	堀米 奥	渡部藤右エ門	〃	堀米 要 外三名	宮地治兵工 外四名	〃 外入名	〃 外十七名	板坂弥平 外二名	〃
新山神社元朱印地御下渡に關し御願	全前並贖罪金申渡	小屋焼失に付御届	借用証書引替願書	御名代出張方御依頼	積穀入札金上納方御達	桑畑番小屋放火につき御届	頂屋渡世年季継願書	定免願	御貢米上納に關する御願	置米之内渡米御届	除地之有無取調方回答

六六	六五	六四	六三	六二	六一	六〇	五九
131	129	128	126	125	123	122	121
明治十六年 八月三日	明治十一年 二月廿四日	〃	〃 八月三十日	〃 四月廿四日	明治十年 三月五日	〃	明治九年 十一月
一八八三	一八七八	〃	〃	〃	一八七七	〃	一八七六
吉見 輝	三島通庸	小野眞叔 外二名	柴田 弥		薄井龍之	〃	三島通庸
松田 緑郎 外七名	安孫子久右工門 外十三名	松橋村	堀米 奥 外十三名		第二天区六七小区 村、通	〃	堀米 奥
旧藩学制沿革取調ニ付上申	民費之儀ニ付伺	〃	民費正租に關する委任届	民費課出之義に付願	民費課出ニ付伺	拜借証書之事	学校資金拜借ニ付願書